下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

※本シート記載のページ数・図表番号はパブリックコメント意見の修正を反映したガイドラインのページ数・図表番号に対応

章番号 ページ数 意見内容 回答 No. (用語集 y) 本ガイドラインにおいては、「下水処理サービスの質を確保し 包括的民間委託と言われても、性能発注となっていない委託契約が多くあるため、包括的民間委託と 「包括的民間委託」の言葉の定義 つつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行う 1 v V 性能発注の用語の使い分けを明確にしていただきたい。 ため、複数年契約を前提とした性能発注を基本的な要素と する方式」と定義させていただいております。 第1章 1.1 具体的な変更箇所が分かれば、これまで携わった方やこれから携わる方に非常にわかりやすいガイドライ (P1) 平成26年3月のガイドラインから何が変わっているのかを一目でわかるような対比表があ ンになると考えます。 今回のガイドラインの改正につきましては、基本的な考え方は 2 1 れば良いと思います。 特にPPP/PFIの中のコンセッションの係り・位置づけについてもう少し分かりやすく図解したものがあれば良 改正前のものを維持しつつ、法改正や事例集積等を踏まえ いと思います。 全面的なものとしております。 水道事業で携わった経験がある方が下水道事業で実施しようとした場合、何がどのように違うのかが分か (P1) 3 1 水道事業と下水道事業の違いについて対比表があれば良いと思います。 ればより良いガイドラインになると考えます。 ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、公的負担の抑制を図るとともに、持続可 (P1) 4 1.1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」「未来投資戦略2018」にも明記されています。 能かつ良好な公共サービスを実現するために、PPP/PFIの推進が必要であり、国の重 ご指摘をふまえて修正いたしました。 要施策であることにふれるべきではないでしょうか。 1.2 1.3 1.4 1.5 4ページの2行目等の「すべて」と、41ページの最下行から上に4行目等の「全て」と (P41) 1.5 3.4.1(2) 41 は、字句の統一が必要。 ご指摘をふまえて修正いたしました。

別紙

第2章					
2.1					
6	2.1 2.4.1	5 17	下水道事業の持続可能性の確保の観点でコンセッション方式の導入を検討することが必要とありますが、もし、コンセッション方式を選択し、不測の事態が起こった場合は、下水道法第3条により自治体の責任とあるように見受けられますので、国が導入促進を掲げるならば、コンセッション方式を自治体が選んだ際に不測の事態が起こった時は、下水道法第3条を根拠とせず、何らかの方法、例えば特例法等で国も最大限の支援を行うと明記すべきです。また、直営が運営権を維持した管理及びそれ以外の方式に関して精査した検討もガイドラインに明記し、選択する自由を保障し、どれを選んでも国は選択した結果を尊重し、平等に支援すると明記すべきです。	コンセッション方式の導入促進ばかりが強調されていて、デメリットよりメリットが大きいようにみえるガイドライン改正業ですが、デメリットによる不足の事態になった場合は自治体の自己責任だと書かれています。また、他の管理方式のメリットデメリットが明記されていません。以下、コンセッション方式によるデメリットの精査及び不測の事態発生時に国の支援の明記、並びに他に明記すべきと考える例をあげます。 1.コンセッション方式のデメリットによる不測の事態の特査と検討例ます。運営権者が民間業者になった場合、利潤最大化が最大目標であり、株主の意向のより運営が左右されることから、点検頻度の減少及び必要な補修を行わない事で点検及び維持管理費を削減し、役員報酬や株主配当に利潤をあてることが認定されます。そのために、利用料が高くなる制には、下水道運営の質が悪くなり、最終的には原業を行うことで、住民が不利能を被ら可能性があります。このような場合に、自治体がまた直営管理機能に戻すことが必要になると、基本がイラインでに業からは自治体が責任をとるように、このような場合に、自治体検理には非常に大きくなり、ひいては住民への負担になると思われます。そのような場合に、国が積極的に支援を行う旨を力イドラインに追加すべきです。また、コンセッション方式では運営に関与することができる旨も追加明記すべきです。 2.直営が運営権を維持した管理についての精査と検討例まず、財政的な厳しさについての言及に疑問があります。私が学生だった20数年前に、財政般な施したのため、消費税を上げるという説明があるり、不能かですが、1%につき1兆2平便円程の税以増加別単大あると関いに、見力からます。仮に10%であれば12兆円になるはすで、現在公表されている総計結果が正しいと仮定して異気が上向きであれば、増収になっているはずですが、法人税の減税が行われているので、税収が増加していないと関き及んでいます。全国民が痛みに耐えるため消費税増税を行うという事からいえば、不公平でま、貴省単産と決めれることではないですが、財政的な厳しきについては、そのような背景をあることを明記すべきです。また、自治体運営であれば、株式会社における不透明な取締役報酬や配当金が事業費にのってこないことを明記すべきです。また、自治体運営であれば、株式会社における不透明な助称後報酬や配当金が事業費にのってこないことを明記するときず、現在の自治体運営でなれば、保証機能を発達していてことも検討することに対しないではおけると検討例に関与できるような経過な過速度開ですが、第三の方法として、例えば、利潤最大化を目的としない下水道維持管理組合、NPO法人及び公益社団法人のようなものを作り、住民一人人がより積極的に関与できるような形態等は検討できないのでしようか。そのような形態のメリット、デメリットの検討も行い、その方法についてガイドラインに明記すべきです。	(P5,17) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。
7	2.1 2.4.2	7 9 19	P7、6~9行目「下水道事業の経費~予想される。」 P9、8~10行目「地方公共団体において~重要である。」 P19、9~16行目「民間事業者において、~期待される。」	一文で記述されているため読みにくいため文章を分けた方が分かりやすいと思います。	(P7) ご意見として承りました。可能な限り反映いたしました。
8	2.1	9	9頁8行目 …こと」可能であるとが考えられる ⇒…こと」が可能であると考えられる		(P9) ご指摘をふまえて修正いたしました。
2.2					
9	2.2	10	10頁図表2-6の【類型 I 】【類型 II 】【類型 II 】【類型 IV】の特徴の説明があると、各方式の違いが理解し易いと思います。	10頁図表2-6、14頁図表2-10、15頁図表2-11の関係が分かりづらいです。このため、類型別の説明があるとこの関係を理解し易くなると思います。また、各図表の類型 I、①、(2)等の記号が統一されると関係が理解し易いと思います。	(P10,14,15) 詳しくは「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 運用の手引」(内閣府)および内閣府ウェブサイトを参考として下さい。
10	2.2	10	【類型Ⅲ】公的不動産利活用事業がPFIの概念の枠から外れておりますが、従来のPFIでのBOO方式やRO方式での事業実施のパターンもあるのではないかと思われ、その場合を考慮するとPFIの枠組みに入るのではないかでしょうか?		(P10) 詳しくは「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 運用の手引(内閣府)」および内閣府ウェブサイトを参考として下さい。

11	2.2	10	コンセッション以外の事例も記載してほしい(参考資料での添付でもよい)	コンセッション導入にあたり、他の事業方式との違いを理解しやすくするため。	(P10) コンセッション以外の事例についてのご意見ですが、下水道コンセッションのガイドラインであることをご理解いただければと存じます。今後の参考とさせていただきます。
12	2.2	11 15	P11図表2-8の前に、P15図表2-11各運営方法の特徴の概略の挿入を要望します。	包括民間委託、指定管理者制度、PFI・DBO事業に振り分けられているが、その説明が事前にされていないため、初めての方はわかりづらいと思われます。	(P11) ご指摘をふまえて修正いたしました。
2.3					
13	2.3.1	12	「図表2-9 PPP/PFI手法導入の一般的な流れ」は、一般的なPPP事例を前提としたものであり、特に契約・引継ぎ期間が「3カ月程度」となっている点が、コンセッションを対象としたガイドラインであることを鑑みると非常に短いと考えます。 個別事情に依存することも想定されるため、少なくともP31との整合をとった記述に修正すべきではないでしょうか。		(P12) P31第4段落に、「従来のPPP/PFI事業よりも事前の準備をより入念に行う必要があることから、」と前置きがあります通り、PPP/PFIの一般的な流れを示しているP12図表2-9と、コンセッションに限った記述を行っているP31では異なる記載をしておりますが、ご指摘をふまえてP12に記載を追加いたしました。
14	2.3.1	12	事前検討及び導入可能性調査を実施した企業が事業者として参画する恐れがある	独禁法等に触れないか?	(P75) ご指摘をふまえて修正いたしました。
15	2.3.1	12	図表2-9にて、事業者募集・選定に要する期間は「1~1.5年」とされている。これは下水道PPP/PFI手法選択ガイドラインからの引用であることは理解しているが、現実、設定期間は短いと思います。	実施方針→要求水準→事業者提案→評価・選定と進んでいくが、現実的には要求水準までの作成に時間を要し、以降の時間が短くなることが多い。この実施期間は「1.5~2年」としていただきたい。	(P12) あくまで、PPP/PFIに一般に考えられる期間の例として示して いるものです。
16	2.3.1 3.2	12 32	P12検討フロー、P32作業ステップが示されているが、このか、仆、うくっの流れに沿った作業フローを記載してほしい。できれば標準的な必要期間も入れてほしい。	コンセッションの流れを把握しやすくするため。作業に必要な期間を把握するため。	(P32) ご指摘をふまえて修正いたしました。
17	2.3.2	13	PPP/PFIの具体的な導入検討を行うタイミングとして、施設整備に係る事項のみが強調されているが、実態にそぐわないのでは。	広〈PPPという場合には、維持管理委託の契約満了年を見据えて検討されることが多い。(維持管理包括の導入例が最も多い)	(P13) ご指摘をふまえて修正いたしました。
18	2.3.2	13	「下水道事業計画やストックマネジメント計画は施設の維持管理や改築等で検討した PPP/PFI事業と連動させることが望ましい」とあります。実際は事業計画やSM計画は 検討時期が先行していることが多いため、具体的な「連動」のさせ方、手順を示すことが 望ましいと考えます。具体例の追加以外にも連動の負の側面を伝えることを踏まえて、 「過度な連動が、民間の創意工夫を妨げる可能性があるので、どこまで連動させるかに ついても良く検討する必要がある」旨を追記して頂けないでしょうか。	連動は理想的ではありますが、ここでいう「連動」が、民間事業者の創意工夫の幅を狭める可能性があるので、それを回避する視点が必要と考えます。	(P13) ご指摘をふまえて修正いたしました。

19	2.3.2	13	自治体の当初計画はPSCとして位置づけ、FSでVFMの検討をすることが望ましいと考えます。	同上(連動は理想的ではありますが、ここでいう「連動」が、民間事業者の創意工夫の幅を狭める可能性があるので、それを回避する視点が必要と考えます。)の理由です。当初計画を要求水準にしてしまうPPP事業例が見られるため、これを回避したいと考えます。	(P54) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、P54ではVFMガイドライン(内閣府)を引用し、 「PSC の算出にあたっては、対象とする事業を公共施設等の 管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考え られる事業形態を想定して計算するものとする」と記載してお ります。
20	2.3.2	13	留意事項として、コンセッション方式を視野に入れた導入検討を行う場合には、公共施設等の整備等の方針だけでなく、維持管理や改築の方針が固まっていることも前提となること、また、中長期のストックマネジメント計画が策定されているあるいは策定予定があることが前提となることを追記して頂きたいと思います。	経営を継続した場合の財政的計画が導入の比較対象として必要不可欠です。その財政的計画は、施	(P13) ご指摘をふまえて修正いたしました。
21	2.3.3	14	下水道事業のコンセッション方式主体に作成されていますが、各運営手法の選択 (P16)について、もう少し具体的にわかりやすく記述できないでしょうか。官民連携手法に不慣れな事業体担当がいきなりこれを読んでもなかなか理解しづらいと思います。下水道事業の継続をしていくためには、大枠でかまわないので、こう言う場合は、"コンセッション方式"または"包括委託"、あるいは"中間的な手法"が向いているなどです。中間的な手法としては、包括委託の中に事業の計画支援、設計・建設業務も範囲に入っている事業形態(コンセッション類似)の実例もあります。 PPP/PFIの終り込みに際しては、このような事例も参考にできるとか記述できないでしょうか。	本来の目的は、事業体職員も減少する中で、老朽化していく施設の維持、運営、施設更新を効率よく 事業を持続させていくことだと思います。特に、早期に人員不足、技術不足になるであろう中小事業体の 底上げが課題で、コンセッシュン方式に持っていく前段階の施策も重要と考えます。そのためには事前に 広域連携も必要ですし、緊急の解決策としては、包括委託で継続維持するのが良いと考えますが、これ だけでは、中長期的な事業継続は難しいと考えます。したがって、中間的な手法もありだと思います。	(P14) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
22	2.3.3	15	図2-11は特徴だけでなく比較表にしてほしい	他の方式との違いを理解しやすくするため。	(P15) 手法選択に関するご意見ですが、下水道コンセッションのガイドラインであることをご理解いただければと存じます。今後の参考とさせていただきます。
23	2.3.3	15	図表2-11 において、(5) 指定管理者制度と(2) コンセッション方式の違いを明確にすべきではないでしょうか。	指定管理者制度が定着している下水道事業では、方式選定時に必ず問われる内容であるため、ガイドラインユーザーの利便性を高めるために違いを明確にしてほしい。	(P15) 手法選択についてのご意見ですが、下水道コンセッションのガイドラインであることをご理解いただければと存じます。今後の参考とさせていただきます。
24	2.3.3	15	各運営手法の一般論としてのメリット/デメリットもまとめて記載すべきと考えます。	方式選定時に必ず問われる内容であるため、ガイドラインユーザーの利便性を高めるために記載していただきたいです。	(P15) 手法選択についてのご意見ですが、下水道コンセッションのガイドラインであることをご理解いただければと存じます。 今後の参考とさせていただきます。
25	2.3.3	15	一般的に税制の問題等からBOTを選定することは少なく、コンセッション事業にも馴染まないと考えられます。その点も併記してください。	同上の理由です。	(P15) 手法選択についてのご意見ですが、下水道コンセッションのガイドラインであることをご理解いただければと存じます。 今後の 参考とさせていただきます。
26	2.3.3	15	該当箇所に「PFI(Private Finance Initiative)」、「PFI(従来型)」、「PFIに類似する手法(DB方式,DBO方式)」との表現がありますが、定義づけや違いがわかりにくいため、表現の変更や図解を希望します。		(P15) 詳しくは「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 運用の手 引」(内閣府)および内閣府ウェブサイトを参考として下さ い。

2.4					
27	2.4	17	課題と対応が整理されているが、報告書の最後にコンセッション方式について今後の課題などがあれば示してほしい	コンセッション方式を採用するにあたり、留意点を把握するため	(P165) ご指摘をふまえて修正いたしました。
28	2.4.1	17	「②事業効率化のための活用」の中の、「実施計画、・・・、技術開発等における・・・事業の効率化」の中に「運転・維持管理」も入れるべきではないでしょうか。	トータルマネジメントの中に運転・維持管理が入っていないことは違和感があります。除外する場合は理由が知りたいところです。	(P17) ご指摘をふまえて修正いたしました。
29	2.4.1	17	技術者の民間企業による補完	好景気により人件費が高騰し、民間企業でも技術者の確保が難しくなっているため、人の補完という表現を見直していただきたい。	(P17) ご指摘をふまえて修正いたしました。
30	2.4.1	17	この章では、期待と課題が網羅的に記載されていますが、管理者がPPP/PFI手法導入を検討するにあたって、その目的は何か、何が大事であるかということが明記されておりません。 そこで、期待と課題を記載したうえで、例えば、下記のような趣旨の文言を追加することをご検討ください。 「管理者は、事業の現状及び将来展望を見据えたうえで、何のためにPPP/PFIを活用するのかという目的及び優先順位をしっかり定めることが極めて重要である。」		(P17) ご指摘をふまえて修正いたしました。
31	2.4.1	17	「事業効率化のための活用」に記載されている「金融機関による経営モニタリング」は、 PFI特有のプラスの効果であり、事業効率化の範疇ではなく、「⑥経営健全化のための 活用」として別項目を立てるべきではないでしょうか。	一般的な包括委託や建設工事との違いを明確化・強調すべきであると考えます。また、PFI活用の大きなメリットであり、民間資金の調達金利が公側資金よりも高いことの合理的な理由の一つとなる点をしっかりと説明するべきです。	(P17) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。
32	2.4.1	17	②官視点、事業効率化のための活用について、管路と処理場を一体的に民間委託することで、地下水の侵入、漏水対策等に期待するとあるが、今後逼迫財政において、管路更新もままならない中で、管路更新よりも侵入水対策に期待するという点に違和感があります。優先順位的には、管路更新が第一義で、次点で不明水ではないでしょうか。	『地下水の侵入・漏水対策のほか、流入特性、地域特性に基づいた効率的な維持管理の実現』に官が期待しているというものですが、具体的には、管路と処理場は、専業者の種類が大きくことなり、2つの事業のコンソーシアムを統合するイメージとなります。いままでに、前例もなく、市場調査を行っても、管路側も処理場側も複合的なマネジメントの知見、経験値を有していないため混乱している状況です。	(P17) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、ここでは管理者において期待される効果について考えられるものを記載しております。
33	2.4.1	18	「③リスク分担」への対応例の選択肢の一つとして、「管路部分の包括委託との併用」や、「期中での段階的な仕様規定から性能規定への移行等」があることも追記して頂きたい。	管路等の地中埋設物については、事前にデューデリジェンスを完全に行うことは現実的に困難であるためです。運営権者の責任を限定する助走期間を設けることで参画企業の増加に繋がると考えます。	(P18) ご指摘をふまえて修正いたしました。
34	2.4.2	19	『・・・民間事業者が複数の下水道施設を運営・維持管理することにより、・・・・効率化を図れるような効果も期待される。』と記載がありますが、これは、コンセッションを対象とし、同一業者がある複数エリアの落札者となって、事業を進めていてことで、一種の広域化、効率化に繋がるという趣旨だと考えますが、一社独占防止の観点、競争原理の観点から、この記載を見ると、違和感があります。	官意見としく、一社独占に近つくことが効率化に繋がり、この事家に期待しているとあるか、これは希望 的観測的な表現であり、かつ独占禁止法の観点からも好ましくないと思います。従来方式でも一社独占 に近づけば、効率化に繋がります。 フェカッションの方がより効率化できるという動場であるアレけ理解して	(P19) こちらは、コンセッションのみを対象とした記載ではなく、 PPP/PFI活用全般への期待についての記載です。

35	2.4.2	19		処理場のコンセッションでは、代表企業は、プラントメーカー等であり、管路は改築・更新付きの包括が多く、このコンソーシアムは、管更生メーカーが代表企業となることが多いです。各代表企業の下にぶら下がる専業者は、管路に特化した土木業者(地元)、処理場に特化した機械・電気の専業者であり、機械・電気技術者が管路業者を含めてまとめる文化や知見、経験値は乏しく、これらの経験値はどちらの代表企業等も有していないのが現状である。	(P19) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、ここでは民間事業者において期待される効果について 考えられるものを記載しております。
36	2.4.2	20	解決すべき課題の一つとして、「一般市民からの不安」に関する課題と、可能であれば解決の事例を掲載してはいかがか。	先行事例としての浜松市水道事業にて事業延期が明確となった今、その要因として「一般市民からの 不安」が挙げられる。 解決すべき課題としては大きな項目であり、この点の記載を拡充してほしい。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
37	2.4.2	20	P20図表2-15課題欄で「事業者」「民間事業者」「民間」が使い分けられて、統一されていないのでは。	使い分けられている意味が分かりません。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
38	2.4.2(2)	20	②提案に係るコストの内容は1項で良いのではないか。もしくは管理者側の要求水準 書作成の負担が大きいの間違いでしょうか。	内容が2項目あるが、内容が同じではないか。	(P20) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
39	2.4.2	20	「②提案に係るコスト」への対応例に、多段階選抜以外のコスト低減策を示すべきではないでしょうか(例えば、提案費用や民側デューデリジェンス費用の一部を公側が負担する、インフォメーションパッケージを容易に加工可能な電子データで提供する等)。	民間事業者の参画意欲を高めるには、負担軽減に直接的につながる金銭的な手当が最も効果的と考えます。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
40	2.4.2	20	「④社会環境変化の可能性」への対応例として、「契約見直しプロセスの規定」が必須であることを明記すべきです。	少なくとも汚水量、水質等は、時代ととともに変化する可能性が高く、その他の社会環境の変化も当然 あるものです。これに伴い、契約内容も変化することを前提とした考え方を明確に示した方が良いと考え ます。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
41	2.4.2	20	「④社会環境変化の可能性」への対応例として、どちらの帰責事由でもない事象が発生した場合等を想定し、そのような場合でも事業そのものが膠着することを防ぐために、 契約のフレキシビリティを確保することの重要性を明記すべきです。	リスク顕在化後の協議で解決することが難しいリスク対応策を予め決めていてことで、公民の紛争によって 事業が停滞することを防ぐことが重要であると考えます。	(P20) ご指摘をふまえて修正いたしました。
42	2.4.3	21	解説 4 行目「の期待を整理した結果、」について、アンケートや調査等を基に作成されていると考えますが、その名称などの記載をお願いします。	記述根拠が不明確と感じました。	(P21) ご指摘をふまえて修正いたしました。
第3章 3.1					
	3.1	22	PFI(従来型)とPFI(コンセッション方式)について、導入手続きの項目、期間等の違いが把握できないため、双方を対比したものがあると理解し易くなると思います。	3.1.1コンセッション方式の活用メリットでは、包括的民間委託やDBOとコンセッション方式を比較した記述はありますが、PFI(従来型)に対する記述がないため、従来型に対するコンセッション方式のメリット・デメリットが把握しづらいです。	(P22) 3.1は、維持管理において選択される手法の比較を行っているものです。 ご指摘をふまえて修正いたしました。

44	3.1.1(1)	22	コンセッションを導入することで、料金UPの軽減が図れるという点に疑義はありませんが、 事業効率化のインセンティブ、言い換えれば、金額UPできるという事に対し、やる気の 付与のみで、創意工夫が進むということであるが、もう少し具体的な民間提案事例を記 載してはいかがでしょうか。例えば、ストックマネジメント計画、設計、施工、維持管理を 一体的に運営管理することで、複数機関が介在することがなくなり、一貫性を持った技 術提案が可能となる。このことで仕様に縛られないスリムな提案が可能となり、コスト縮 減に寄与するなどです。	3.1.1項では、コンセッション方式のメリットを『事務の効率化』、『契約手法の効率化』、『民間資金の活用』の3点に集約されるというふうに整理されている。この3点で図表3-2の料金UPが緩和できるという点の説明であるが、もう少し技術的な補足がほしい。事務の効率化は官側経費の縮減、契約手法の効率化も官側経費の縮減と施工業者の稼働率UPと整理されている。民間資金の活用は需要リスクに応じた企画提案により効率化に繋がるとある。少し官側視点に傾いているという感じを受けるため、民間が有する現状の技術カポテンシャルを最大限発揮できる等を項目として追加できないでしょうか。	(P22) ご指摘をふまえて修正いたしました。
45	3.1.1(2)	23	包括委託に更新工事を含めた場合は公共調達の枠組みでの実施となるのに対し、コンセッション方式における更新工事は民間発注であるため、発注にかかる時間が小さくなる等事業効率化が期待されるとの記載がありますが、コンセッション方式においても更新工事に国庫補助金を活用する場合は、公共調達の枠組みでの実施となるのではないでしょうか?		(P23) コンセッション方式において運営権者から発注される更新工事等は民間発注となります。 ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
46	3.1.1(3)	23	下水道事業では、混合型が主流になると考えております。そのため混合型のイメージ図 の記載をお願いします	雨水などの費用は、利用料金で賄うことが不可能なため。	(P35) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-9において、混合型のイメージについての図を示 しております。
47	3.1.1(3)	23	包括的民間委託の受託者についても「運営権者」という用語が使用されているが、委託の場合は「受託者」等とし、コンセッションの場合のみ「運営権者」とすべきではないでしょうか。	文脈上、コンセッション方式の場合と混同することが想定されるため、「運営権者」と「受託者」を明確に使い分ける必要があります。また、P. iii 用語集との整合を図る必要があります。	(P23) ご指摘をふまえて修正いたしました。
48	3.1.1(3)	23	民間資金による調達のデメリット (一般的に地方債の方が金利面では有利) があることにも触れておくべきではないでしょうか。 そのうえで、そのデメリットを上回るメリットがあることを記載していただくことを希望します。 金融機関の監視機能は、メリットとしての理解があまり進んでおりませんので、もう少し明確に記載する必要があると考えます。また、厳密には民間資金が入ることのメリットであり、必ずしもコンセッションでないと享受できないメリットとは言い切れないと考えます。		(P23) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、ここでは包括的民間委託との比較により記載しております。
49	3.1.1(4)	25	『その他の効果として、同一の運営事業者が近隣の複数の下水道事業をコンセッション方式により運営する場合には、下水道事業の実質的な広域化が実現できるという効果も考えられる。』とある。前記した2項と同じ内容となりますが、下水道コンセッションは、浜松市を皮切りに、須崎市の優先交渉権者が決まったばかりです。今後の市場拡大に期待できる点は論を待ちませんが、この記載は過度に期待しているように映り、かつ過度に独占させることは、官側の技術継承においても望ましい形態ではないと考えます。	意図は十分に理解できますが、この項目は必要ないのではないでしょうか。	(P25、P92) ご指摘をふまえて修正いたしました。
50	3.1.2(2)	26	「図表3-2 料金負担軽減のイメージ」におけるコンセッション方式を実施した場合の料金水準の見込みの「傾き」を、もう少し角度をつけて表現すべきではないでしょうか。	傾きが僅かなため、一見しただけでは、横這いとの印象を受けます。「コンセッション = 料金水準が全く上がらない」という誤解を与えないよう、「実施しない場合と比べて傾きは緩やか」であることがわかるような傾き角度にすべきと考えます。	(P26) ご指摘をふまえて図を修正いたしました。
51	3.1	29	図表3-4(注: パブリックコメント当時の案の図表番号)については、それぞれPSCとPFI- LCCのケースに相当していることを追記するか、図そのものを削除すべきではないでしょうか。	このように上下に並べるだけで図説明、コメント無しでは、あたかも包括的民間委託(改築更新含む)がコンセッションよりも劣るような誤解を招く恐れもあります。文章で触れないのであれば削除することも選択肢ではないでしょうか。	(P29) 浜松市の事例は、あくまで例として示しています。 ご指摘をふまえて図を削除いたしました。

3.2					
52	3.2	31	文中に記載のとおり、各期間の設定は事業の規模や内容により異なることから、「案件 形成の段階で、民間事業者の意見を踏まえて設定することが望ましい」ことを追記すべ きではないでしょうか。	例えば3ヵ月での契約・引継ぎが可能な事例は、事業が小規模でスキームが単純な場合に限定されると考えられます。適切な期間設定を行うためには、民間事業者側の意見も重要と考えます。	(P31) ご指摘をふまえて修正いたしました。
53	3.2	31	「事前検討や導入可能性調査に2年程度、実施方針や募集要項等の作成に1年程度、民間事業者の選定に半年~1年程度、実施契約書の締結や引継ぎに3ヶ月~1年程度を要する」とあります。しかし事業内容や規模により、事前検討・導入可能性調査に対応する期間はもう少し短い年月で実施可能かと考えます。また、先行事例の増加に伴い、先行事例の開示資料等を参考にすることにより、実施方針・募集要項等の作成に要する期間の短縮化も期待されるところですので、それらを考慮して、上記文章を以下案文のように修正することをご検討ください。(修正文案) 「事前検討や導入可能性調査に1年から2年程度、実施方針や募集要項等の作成に半年から1年程度、・・・」		(P31) ご指摘をふまえて修正いたしました。
54	3.2	32	二次審査で詳細な情報が出てくることとなっているが、民間事業者が応募可否を判断するための詳細情報はもっと早い段階に必要であり、その具体的な内容については民間事業者の意見を踏まえて設定すべき。	事業の規模や内容により、応募可否の判断に必要な情報は、民間事業者でしか判断できないため。ただし、早期に情報が開示される場合には、この限りではない。	(P39、44) マーケットサウンディング段階の情報整備については3.4.1に 記載しております。 ご指摘をふまえて記載を追加いたしました。
3.3					
55	3.3	35	3-4段落目の記述は「汚水とセットにすれば雨水のコンセッションが可能」と読める。3段落目を、「雨水に関する業務のコンセッション方式は想定されない」としてはどうか?	雨水のコンセッション方式は想定されないため。	(P35) ご指摘をふまえて修正いたしました。
56	3.3.1	35	図表3-9において、「運営権者」から「構成員(代表企業)」への「業務委託」の記載(矢印)を追記すべきです。	単純ミスと思われます。	(P35,79,80,82,100) ご指摘をふまえて修正いたしました。
57	3.3.1	35	図表3 - 9において、構成員と協力企業以外の第三者の企業に業務委託するケース も想定した記載をすべきです。	ルールと業務によってはそのような場合もあり得ると考えます (例えば産廃処理等)。図の「協力企業」が左記のようなものを含んでいるのであれば、そのことを定義すべきです。	(P35,79,80,82,100) ご指摘をふまえて修正いたしました。
58	3.3.1	35	「なお、雨水に関する業務は、公費による負担が原則であり、下水道利用料金収受の対象とはならず、雨水に関する業務のみのコンセッション方式は想定されない。ただし、分流式下水道の汚水排除・処理を対象とするコンセッション方式に、雨水に関する業務の委託を付加した契約を行うことも考えられる。」との記述がありますが、合流式に関する記載がされていないのは、合流式の場合、雨水に関する業務は当然にコンセッションの対象事業に含まれるとの見地から特に言及がなされていないという理解でよろしいでしょうか。		(P35) 合流式下水道施設につきましては、利用料金を収受する施設と言えるため、運営権を設定することは可能と考えられます。
59	3.3.1 3.11	35 100	P35、P100に同じ事業スキームの表がある。3.3.1と3.11は同じ事業スキームの内容のため、1つにまとめてはどうか。	事業スキームの検討については1箇所に整理されている方が分かりやすいため。	(P35,100) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 それぞれを見た場合にわかりやすくするよう、それぞれ図を掲載しているものです。
60	3.3.2(1)	37	「株主権限の行使を通じた情報把握」との記載がありますが、特にポイントとなる具体的な出資比率と権限の一覧を示すべきではないでしょうか。また、本質的にはモニタリングに関する要求水準において、具体的な情報開示を義務付ければ充足できる旨も追記して頂けないでしょうか。	ここに示されているような、「情報把握を行う権利の確保」という意味では、3%以上で「帳簿の閲覧」が可能です。同時に出資のデメリットを併記することで、公側が目的に沿わない過剰な出資比率を設定して、民側の創意工夫が妨げられることを避けるべきと考えます。	(P37) ご指摘をふまえて修正いたしました。

61	3.3.2(2)	38	参画には「出資を伴う構成員」「伴わない協力企業」、構成員等から業務を受託する 「協力会社」等様々な形態があることを示すべき。場合によっては、地域企業は別枠 で、優先権者決定後にコンソーシアムに加入することも可能とすることも選択肢の一つ である。また、地域企業視点のデメリットについても示すべき。	地域企業の「参画」の縛り方によっては、競争性の阻害や、地域企業自体へのデメリットの発現(失注時の受注機会の長期的喪失)等があることを得失両面でフラットに記述すべきである。	(P38) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、「地域企業による関与としては、災害時の対応、地域 活性化への取組を評価項目とする等とし、関与の透明性や 民間の創意工夫を妨げない仕組みとすることが考えられる。」 と記載しております。
62	3.3.2(2)	38	緊急・災害時対応において重要な存在である地域企業等の参画について、第2段落を以下の趣旨の文章とすることをご検討ください。 (修正文案) 運営権者を選定するにあたって、地域企業等による関与としては、災害時の対応、地域活性化への取組に係る評価項目の設定や地域企業等の入札参加資格の設定等により、地域企業の関与を一定程度図りつつ、民間の創意工夫、入札における透明性、競争性を妨げない仕組みに配慮することが必要である。		(P38) ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.4					
63	3.4.1(1)	39	4段落目(これら・・・)と5段落目(ただし・・・)の間に、以下の趣旨の文章を挿入することをご検討ください。 (文案) なお、資産等の調査を正確、完全且つ全てを網羅して実施することが物理的・経済的等の理由により困難である場合には、官民の間のリスク分担・瑕疵担保規定等の在り方をマーケットサウンディングや民間事業者との競争的対話等を通じて慎重に検討することが肝要である。	現状の記述だと、正確、完全目つ全てを網羅した調査を実施しないとコンセッションの導入ができないと誤解されかねないため。	(P39) ご指摘をふまえて修正いたしました。
64	3.4.1(1)	39	妥当な検討期間の目安(事業規模によるが、少なくとも1年程度)を示すことや、情報開示の遅延は、競争性阻害要素(既存施設関係者が優位になる)があることを明記すべき。	コンセッション事業においては既存施設の情報多寡が競争に大きな影響を与えるため、多様なプレイヤー 確保の観点から、情報不公平性の解消を踏まえて、早期の情報開示が必要である。	(P39) ご指摘をふまえて修正いたしました。
65	3.4.1	39	管路施設を事業の対象とする場合には、管路の状況調査を官側が実施せざるを得ないことを追記していただきたいと思います。	コンセッションの範囲に管路を含める場合には、管路の状態を提示することが必要となりますが、処理場やポンプ場の設備と異なり、管路内は応募者が用意に調査することができません。 このため、管路については事前に官側で調査する必要があることを追記した方が良いと思います。	(P42) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-12において、官側がインフォメーションパッケージ として情報整備を行う項目として管渠の状況について記載しております。
66	3.4.1(2)	41	帳簿上の資産価値ばかりでなく、施設・設備の老朽化状況や劣化状況、物理的な破損の有無等に係る情報が事業の組み立て上不可欠なため、何らかのコメントが欲しい。「3.8.1デューデリ」の部分でも良いかもしれません。	不可欠な情報と考えられるため。	(P41) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-12の「施設健全度」において、施設の老朽化 状況等の情報は記載しております。
67	3.4.1(2)	41	インフォメーションパッケージは、現状を客観的に示す資料としての位置付けだけでなく、 民間事業者の参画意思決定に多大な影響を与えるストックマネジメント計画のように、 将来計画に関する資料も同時に開示すべきと考えます。	競争力を高めるためにも、提示可能な資料は暫定的な内容であっても出来るだけ早期に公開し、参画 検討の機会を増やすべきです。	(P41) ご指摘をふまえて修正いたしました。
68	3.4.1(2)	41	「応募者は図3-6のスキームにおいて関心表明・・・」のところは、「応募者は図3-6コンセッション方式活用のためのステップにおいて・・」もしくは「応募者は図3-6のマーケットサウンディングにおいて関心表明・・」とした方が良いと思います。	図名を一致させた方が良いのでは。もしくは、関心表明の「マーケットサウンディング」の方が分かりやすいと思います。	(P41) ご指摘をふまえて修正いたしました。

			1	T	
69	3.4.1(2)	42	図表3-12について、「運用上の制約」に地元自治会、住民等に対する申合せ事項の 有無も追記して頂きたい。	運営開始以降に顕在化しがちなリスク情報であるため、早期に開示すべきと考えます。	(P42) ご指摘をふまえて修正いたしました。
70	3.4.1(2)	43	テキスト、CSV、CAD等、加工可能なデータ形式を推奨することを追記頂けないでしょうか。	実検討に入るまでの経費縮減、時間短縮が図れるため、検討精度が向上するとともに、提案価格の縮減にも繋がると考えられます。	(P41,P66) ご指摘をふまえて修正いたしました。
71	3.4.2	44	空港等ではコンセッションの事例が増加しておりますが、下水道事業への導入事例は浜松市、須崎市の案件2件しかないため、例えば、管路を対象施設に入れ、その更新投資まで民間に任せるか否か等、新たな論点がまだまだ多数存在すると認識しております。 そのため、下記のような趣旨の文言を新たに追加することを検討頂けないでしょうか。 「検討状況に応じて、複数回のマーケットサウンディングを行うことが有用と考えられる。」		(P44) ご指摘をふまえて修正いたしました。
72	3.4.2	44	P118「3.12.4 運営権対価 (2)運営権対価の支払い方法」では、「支払については一括支払いを検討すべきである」との記載があります。一括支払いの場合、運営権者は運営開始の段階で一定規模の資金調達が必要となるため、記載の業種以外にも、金融機関等を追記頂くことをご検討ください。	金融機関等は、公共から直接的に選定される対象ではない事から、公共にとっては、検討中のスキームが外部からの資金調達に耐えうるものであるか否かを率直にヒヤリングできる良い機会であると考えられるため。	(P44) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、P44では「商社及び他のユーティリティ分野の民間企業 等」としており、金融機関も等に含めて記載しております。
73	3.4.2	44	4段落目、MSは、公平性の観点から公募による方法が考えられる。とありますが、具体的な実施例、公募手順等を示していただければ助かります。	MSは、水面下の調整が重要だと感じております。水面下の調整を削除し、一般公募でFS段階においてMSを行った場合、1社又は2社など、参加者が極小となることも想定され、ともすれば、FS段階から競争の間口を狭めることにも繋がりかねません。公平性という観点からの記載であるということは十分理解できますが、競争原理を確保するという点も重点事項ですので、もう少し補足をお願いしたいです。	(P44) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
3.5					
74	3.5.1	45	「業務の範囲」について、管渠、ボンブ場、処理場といった施設種別に関する記載はあるが、維持管理、修繕、更新など各施設に対する業務範囲も規定する必要があるので、本項にも明記しておいた方がよいのではないか。 (P86には明記)		(P45) ご指摘をふまえて修正いたしました。
75	3.5.1	45	「運営管理者が行う公共施設等の運営等の基準」のところは、「公共施設等運営管理者が行う公共施設等の運営等の基準」と記載した方が良いのであないでしょうか。	箱書き内の記載に合わせた方が良いと思います。	(P45) ご指摘をふまえて修正いたしました。
76	3.5.3	51	「民間提案推進マニュアル(内閣府)」にも記載があるように、実施方針の策定に寄与した民間提案を実施した企業に対し、事業者選定段階において評価に反映させる (加点評価を行うなど) ことができる 旨を記載すべき。	民間企業の参画意欲を高め、有効な提案を受ける機会を増やすため。	(P51、P75) ご指摘の内容については、P75の第一段落に記載しておりま す。 ご指摘をふまえて修正いたしました。

	3.5.3	51	提案書の取り扱いについて	著作権法第18条(公表権)3項1についても明記していただきたい。 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。 一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(行政機関情報公開法第9条第1項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。	(P51) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。
3.6					
78	3.6.2	54	PFI-LCCの算定に当たっては、明確な根拠なく「●●費○○%削減」を設定することがないよう注意を促すべき(例えばマーケットサウンディング結果を採用する場合にも最大VFMを採用するのではなく、複数社の中央値を採用する等)。	VFMを大きく見せたいがために、過剰にPFI-LCCを低減する例が見られる。結果として不用意に基準価格を下げられると適切な提案が行えなくなるため。	(P53) ご指摘をふまえて修正いたしました。
79	3.6.2(2)	54	「国庫補助が前提となる下水道事業においては、更新工事等の額に応じた国庫補助金の増減を考慮せず、PSCの総支出とPFI事業のLCCの総支出とを比較する方法によりVFMを算定」とありますが、これは国庫補助金に係る収入が実際に更新工事等に要した額に対応して増減してしまう為、変動してしまう国庫補助金に係る収入は考慮せず、支出面での削減額のみを比較する方法によりVFMを算定するということを意味していると考えてよろしいでしょうか。		(P54) 下水道事業においては、公共が自ら実施した場合とPFI事業として実施する場合の総支出を比較することで、更新工事等の額に応じて補助金が増減することの影響を考慮せずにVFMを評価することが考えられるということを意味しております。
80	3.6.2	56	56ページの26行目「10」は、指数であるべきところを誤記したのでは?		(P56) ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.7					
81	3.7.3(1)	60	設備の性能維持に必要と考えられる規格を仕様とする旨の記述がありますが、当該記述は削除すべきではないでしょうか。	「性能発注」の原則との区分けについて具体的に示されておらず、本来、性能規定であるべきものが仕様規定とされてしまうことが懸念されます。	(P60) ご指摘をふまえて修正いたしました。
82	3.7.3(1)	60	須崎市の事例では、要求水準の提案変更が認められているため、事例として記載をお願いします。	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」のP.12に「要求水準書等の作成 (調整)」が記載されており、要求水準書については提案により変更できる内容であることを記す必要があると考えるため。	(P60) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、競争的対話をふまえた要求水準の調整については、 3.7.4にて記載しております。
83	3.7.3(2)	61	「ただし、管路・発生することが考えられる」のところは、P60 5行にも同様な記載があるため、削除もしくは簡略化した方が良いと思います。	P60 箱書き下5行にも同様な記載があり、ここに移して、もとを削除した方が良いのではないか。あるいは簡略化したほうが良いと思います。	(P60, 61) それぞれ異なる文脈がありますので、わかりやすさの観点から、 両方において記載しております。
84	3.7.3(2)	61	性能規定はその具体的な測定法・評価法も可能な限りセットで示す必要があることを 追記頂きたい。	過去事例においては、性能規定が為されていても、測定方法、評価方法が確定していないために契約 上のリスクとなっている事例があります。	(P61) ご指摘をふまえて修正いたしました。
85	3.7.3(2)	61	4行目 「例えば、施設の設備の詳細については運営権者の裁量に委ねることとなる。」 とありますが、機器単体のことなのか、設備全体のことなのか明確にしていただきたい。	交付金対象について詳しく明記していただきたい。	(P61) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

86	3.7.3(2)	62	図表3-15について、運転・維持管理の事例だけでなく、施設・管路の改築・更新事例も記載すべきと考えます。	具体例がないことにより、過剰な仕様規定が適用され、結果として、民間活力の発現が抑制される可能性を懸念します。	(P62) 今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいります。
87	3.7.3(2)	62	参考例として、改築についても明記していただきたい。	運転管理や保守管理の例しか明記されていないため。	(P62) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
88	3.7.4(1)	63	競争的対話には、要求水準の未達を防ぐものと、民間事業者の創意工夫を引出すものの両面が考えられますが、対話のプロセスにおいて引き出された創意工夫に関しては、他の事業者に伝えるものと、伝えないものの分別が重要であることを明記して欲しい。	項目によっては、提案の技術点として評価すべき内容も出てくる可能性があります。そういった内容を用いて、要求水準の引き上げを図ることが懸念されるため、それはフェアではないということを明確化する観点が必要と考えます。	(P64) ご指摘をふまえて修正いたしました。
89	3.7.4(2)	64	現地調査のレベルについて、「精緻な調査が行えるようにすること」、「体制を含む運転管理に関するデータも公表する(閲覧可能とする)こと」を明記して頂けないでしょうか。	事前に精緻な調査が行えることで、民間事業者はリスクを把握でき、適切な官民のリスク分担ができると 考えられます。精緻な把握が、よりよい提案とコスト縮減に繋がり、結果として官民双方にとってメリットが 生まれるものと考えます。	(P64) ご指摘をふまえて修正いたしました。
90	3.7.4(2)	64	競争的対話の具体的な方法	競争的対話において、事業契約書の内容についても応募者と意見交換をする場を設けていただきたい。	(P63、P68) 競争的対話については、P63や68においても記載しておりま すが、ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.8					
91	3.8.1(2)	66	デューデリジェンスの実施に必要な管理者による情報の開示については、公平かつ「早期」に資料を開示することを強く打ち出すべきではないでしょうか。	早期に開示することが、良い提案を募ることに繋がると同時に、情報の偏りによる競争環境阻害を排除できると考えます。	(P66) ご指摘をふまえて修正いたしました。
92	3.8.1(2)	66	「資産状況を的確に判断できるよう、事前に公側で健全度判定等の調査が行えない場合には、民間事業者が詳細調査をする機会を早期に設ける必要がある」という旨を追記していただけないでしょうか。	資産調査を民間事業者に委ねることも一案として考えられることを明記することで、公側の負荷を軽減し、コンセッション導入がしやすくなることや、民間事業者の提案精度向上に繋がるメリットが考えられます。	(P66) 3.8.1.(2)の第2段落にて「応募者による対象施設における現地調査の実施も想定される」と記載されております。 (2)の第3段落についてご指摘をふまえて修正いたしました。
93	3.8.2	68	実施契約書(案)に関する協議が行えることを明記すべき。	実施契約書は官民双方にとって最も重要な書類であるが、一般的に、競争的対話の段階で協議対象とならない場合が多い。行政手続き上の問題と推察されるが、実施契約書案の見直しが対話で柔軟に行われることで、円滑な事業実施に繋がるメリットがある。	(P68) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
94	3.8.2(1)	68	競争的対話は、コンセッション導入に関する管理者の意図・目的や、公募・スキームの 内容についての理解に官民で齟齬がないことを確認する場であると同時に、事業期間 が長期に亘ることによる双方のリスク分担等の条件を、適切に協議する場でもあると理 解しています。 そのため、例えば、以下のような内容を文言に適宜盛り込むよう、修正をご検討くださ い。 (修正文案) 「・・・双方にとって十分な情報が得られるようにし、また、必要に応じて、法令等に照らし 可能な範囲でリスク分担等に係る協議を行うなど、柔軟に対応することが望ましい。」		(P68) ご指摘をふまえて修正いたしました。

			T		
95	3.8.3(2)	72	定性的な評価にて、「詳細かつ具体的に記載し、客観性を確保する」と記載されているが、何らかの事例またはヒントがあれば記載いただきたい。	定性的な評価は、評価者各個人の主観が加わるため、評価時の客観性の確保が困難であると感じている。客観性を確保するための、事例またはヒントがあれば記載いただきたい。	(P72) 今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいりま す。
96	3.8.3(2) ①	72	「例えば、管理者が示した…」との記載がありますが、価格評価の方法としては記載の逆(運営権対価を固定)もあり得るため、「総事業費での評価」も追記頂けないでしょうか。	利用者にとっては、総事業費が最もわかりやすい指標と考えられます。また、運営権対価は最終的に料金に跳ね返るものであることから、過度な運営権対価での競争を避ける必要があります。	(P74) 総事業費の評価については、「ライフサイクルコストを含む価格」としてP74に記載しています。
97	3.8.3(2) ①	72	「一般会計繰出金相当額」は、国庫補助額との重さの違いを産むことから「総事業費」 と改めてはいかがでしょうか。	下水道事業は改築更新の国庫補助が受けられるため、一般会計繰出金相当額が最小になる事業計画が、国庫補助額を含めた総事業費が最小となる事業計画とは限らないと考えられます。	(P74) 総事業費の評価については、「ライフサイクルコストを含む価格」としてP74に記載しています。
98	3.8.3(2) ②	74	図表3-20「ライフサイクルコストを含む価格」の「入札価格の数値化による評価」は削除すべきと考えます。	「入札価格の数値化による評価」は、すなわち「価格評価」であり、技術面の評価項目として記載されていることには違和感があります。	(P74) ご指摘をふまえて修正いたしました。
99	3.8.3(2) ③	75	「地域や環境への貢献については、最終的にコストに繋がり、結果料金に跳ね返るものであることから、過重に評価するべきではない」旨を追記頂けないでしょうか。	如何にコストを掛けずによい取組みを提案できるかという視点が重要であることを明確にすることが、より 良い提案に繋がると考えます。	(P75) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
100	3.8.4	78	運営権対象範囲に施設用地(未利用地含む)が含まれるか否かを明記してほしい。	不明確なため	(P78) ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.9					
101	3.9.3	82	直接協定に関し、現状の記載では管理者側のメリットが十分に伝わらないものと思料します。直接協定には、金融機関によるモニタリング結果や、一定の財務制限条項に違反した場合などの当該事実を管理者側に共力し得る等、管理者側にも一定のメリットがありますので、このような管理者側のメリットに関しても併せて記載すべきと考えます。例えば、以下のような内容を文言に適宜盛り込むよう、修正をご検討ください。 〈直接協定の目的〉 直接協定とは、事業の円滑な実施、継続を目的として管理者と金融機関等との間で直接結ばれる協定のことである。 〈管理者側メリットの例示〉 金融機関によるモニタリングの結果、財務制限条項に重大な違反があった場合等の管理者への通知義務規定、これらの場合の協議規定等が置かれる。		(P82) ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.10					
102	3.10.1	83	「なお、会計検査については、…」との記載があるが、「運営権者はその支援ができる」 旨を追記頂けないでしょうか。	運営権者は性能発注で施設を整備することから、当然、同席して説明する義務と権利があると考えます。	(P83) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
103	3.10.1(1) 3.10.2(4)		会計検査の受検は管理者であるが、運営権者の裁量の範疇である施工管理、詳細の仕様の説明について対応の方法は。また、P94の記載を勘案すると、補助事業については結局官積算の設計図書や仕様書、設計根拠を準備することとなり、実際に運営権者が実施するために作成するものと二重業務となってしまうと考えられ、逆に効率性が劣るのでは。		(P83,94) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

104	3.10.1(3)	84	管理者が責任を負うモニタリングについて、第三者に委託することの可否の記載をお願いします。	小規模事業体は、事業体内部でのモニタリング体制を維持することが困難なケースも想定されるため。	(P139) 管理者のモニタリングについては、3.13.1(2)①の3段落、4 段落において外部機関を活用したモニタリングについて記載し ております。
105	3.10.1(3)	84	「なお、コンセッション方式を用いる場合でも、管理者としては〜管理者が罰則を科せられる・・」のところは、管理者としては は削除でよいのではないでしょうか。	管理者であっても、運営権者であっても、管理者が罰則されると思います。	(P84) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、ご指摘の理由について、「管理者であっても、運営権者 であっても、管理者が罰則される」とは限らないと考えられま す。
106	3.10.2(1)	85	1-2段目の論理が飛躍しているのでは。1段目で、「コンセッション=運営等(運営、維持管理並びに企画)」としているのに対し、2段目では「維持管理マネジメント、更新工事・・」となる。更新工事が入る理由は後段にあるが、記載順をかえてはどうか?	内容の整合性を図るため。	(P85) ご指摘をふまえて修正いたしました。
107	3.10.2(2) (3)	90 92	「同種または異種を問わず、複数の管理者による複数事業をバンドリングしてコンセッション手法を導入する場合、管理者毎に事業契約等を締結することが想定されますが、一部の事業で解約事由が生じた場合に他の事業でも解約事由となり得るかなど、複数の契約間での事業解約の在り方(所謂、クロスデフォルト条項の在り方)について、慎重に検討する必要がある。」との趣旨の文章の追記をご検討ください。	下水道事業の広域化を踏まえ、バンドリング等における重要な検討事項であると考えられるため。 (北海道内7空港案件では、複数の管理者と運営権者間にて事業契約等が各々締結される予定であり、その際、クロスデフォルト条項の在り方について管理者間・官民間で多数の協議を重ねる必要がありました)	(P90,92) ご指摘をふまえて修正いたしました。
108	3.10.2(4)	94	事業期間全体の更新工事総額に対して上限額を設定し、これを超えない範囲で個別工事の価格妥当性を確保することとなりますが、例えば事業期間内の更新範囲が当初から変更となった際にも適用できるものなのか?など、このスキームが成り立つ前提条件について、もう少し解説が欲しい。	これまでと制度上大きく異なる部分であり、理解促進が必要なため。	(P94) (4)②の2段落目において「原則としてこの上限金額の範囲 内で」と記載しておりますが、ご指摘をふまえて修正いたしました。
109	3.10.2(4)	94	事業期間中における更新工事の上限金額の算出方法、決定方法について具体例を 記載願います。	長期改築事業量(費)は管理者側と提案者側での乖離が予想され、調整が必要と思われるため。	(P94) 今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいります。
110	3.10.2(4)	95	「補助交付申請及び会計検査において、運営権者が実施すべき具体的な内容について、公募時に明確化しなくてはならない」旨を追記して頂けないでしょうか。	運営権者に過剰な業務負荷が発生することを防ぐとともに、運営権者が性能規定で施設を整備することの責任を事前に明確化しておくことが重要と考えます。	(P95) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
111	3.10.2(4)	96	国庫補助金が交付されない場合の措置について予め検討を行っておくことが重要とあるが、具体的な事例を示していただきたい。	現状では補助金がないと改築工事を行えないため。	(P96) 今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいります。
112	3.10.2(4)	96	本項は補助金に限らず財源リスク全般も同様の対応となり、非常に重要な課題であるが、現在の記載では実務的に対応するにあたっての情報が不足している(運営権対価の返還、選定条件破棄による違約金の請求)。 特に当初契約時の契約書への表現方法などについて記載があると実務的に参考になる。		(P96) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

113	3.10.3	97	2段落に以下のような文言を追加することをご検討ください。 〈原文〉 その際には、業務内容や施設の耐用年数、更新工事の発生時期を総合的に勘案して、事業期間を設定することが重要である。 〈変更案〉 その際には、業務内容や施設の耐用年数、更新工事の発生時期を総合的に勘案しつ、マーケットサウンディングや競争的対話等を通じて民間事業者の意向も踏まえ、 事業期間を設定することが重要である。		(P97) ご指摘をふまえて修正いたしました。
114	3.10.3	97	「コンセッション方式の事業期間に法令上の制限はなく、また、地方公共団体の債務負担行為期間の上限については法令上の制約はない」と記載されていますが、PFI法第68条において、国の債務負担行為の年限が30年度以内と規定されており、一般的に、地方公共団体も当該規定を参考にして債務負担行為を設定しているケースが多いと認識しています。ご記載の通り、地方公共団体の債務負担行為の年限の制限についての明文規定は現状ありませんが、参考情報として、国の債務負担行為年限に関する記述を追記いただくことをご検討ください。	PFI法第68条	(P97) ご指摘をふまえて修正いたしました。
3.11					
115	3.11	100	図表3-9の下スペースには図表3-26を添付した方が良いのではないでしょうか。	当該ページの下部に余白があるので、図表3-26を添付した方が、分かりやすいと思います。	(P100) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。
3.12					
116	3.12.2 (旧 3.12.3)	104	(1)(2)の方法の使い分けの基準(メリット・デメリット等)に関する記述があった方が、本ガイドラインの利用者にとってより良いと考えますので、追加の説明の記載をご検討ください。		(P104) ご指摘をふまえて修正いたしました。
117	3.12.3(1)	105	運営権者に利益が生じる場合、運営権者の効率的な運営意欲を阻害しないように、管理者と運営権者で配分方法を適切に決定するべきと考えます。 そこで、例えば、以下のような内容を文言に適宜盛り込むよう、修正をご検討ください。 (修正文案) 「・・・この取扱いについては利益の規模や事業期間等に応じて、運営権者の効率的な管理を行うインセンティブにも配慮しつつ、管理者と運営権者との間で適切に検討されることが望ましい。」		(P105) ご指摘をふまえて修正いたしました。
118	3.12.3(1)	110	市の事例は、物価変動幅が非常に大きく、タイムリーに反映させることができない事例と	浜松市の下水事例のように物価変動協議の発動要件が大きい場合には、民間事業者は変動に対するリスク費用を計上することになり、コストが上昇する傾向にあります。そのため、基本的には要件(変動幅)が小さい方が、事業費を低減できる効果が高く、公民双方にとってメリットがあることを周知する必要があります。	(P112) 浜松市の事例は、あくまで例として示しています。 ご指摘については今後の参考とさせていただきます。

119	3.12.4(2)	118	3段落目に以下の修正をご検討ください。 〈原文〉 「ところで、運営権対価の支払方法を分割払いとした場合には、運営権者が契約当初 に大規模な資金調達が必要でなくなり、参入障壁が緩和されることにより、入札時の 競争促進が期待されるが、民間資金の活用というPFI の趣旨にかんがみ、支払については一括払いを検討するべきである。仮に分割払いを採用する場合でも、一定の一括 払い(当初分)を組み込むよう努めるものとする。」 〈変更案〉 「民間資金の活用というPFI の趣旨(運営権者が金融機関等から融資を受ける等の 仕組みの導入が金融機関等による運営権者の事業計画の妥当性検証に資すること 及び持続的な下水道事業経営への運営権者によるコミットメントを確保すること)にかんがみ、支払については一括払いを検討するべきである。仮に分割払いを採用する場合でも、一定の一括払い(当初分)を組み込むよう努めるものとする。 その一方で、運営権対価の支払方法を分割払いとした場合には、運営権者が契約当初に大規模な資金調達が必要でなくなり、参入障壁が緩和されることにより、入札時の競争促進が期待される。 これらのことを総合的に判断のうえ、マーケットサウンディングや競争的対話等を通じて民間事業者の意向も踏まえつつ、運営権対価の支払方法を決定することが望ましい。」	内閣府のコンセッションガイドラインに記載されているとおり、運営権対価は一括払いが原則であることから、まずは、①原則を記載しつつ、②分割払いのメリットも記載のうえ、③総合的に判断することが望ましい、との順序があるべき姿と考えられるため。	(P118) ご指摘をふまえて修正いたしました。
120	3.12.4(3)	119	①②の場合で、運営権対価の使途に違いがあるのは、何らかの制度上の根拠に基づくものでしょうか(①は事業債の償還のみ、②は事業債の償還及び管理者業務に要する費用の両方に充当可能)。 特に制度上の制限等がないのであれば、運営権対価の使途は、管理者の判断で決定されるべき事項と考えられ、①②の場合分けをせずに、どのような使途が考えられるかについて、まとめて記載した方が妥当と考えますので、記載の修正をご検討ください。		(P119) ご指摘をふまえて修正いたしました。
121	3.12.4(4)	119	「プロフィットシェアリング条項」のところは、「プロフィットシェアリング条項※」にし、119P下の※を(4)の最後に移動した方が良いのではないでしょうか。	P119の最初に出てきた「プロフィットシェアリング条項」に注釈を入れた方が、わかりやすいと思います。	(P119,120) ご指摘をふまえて修正いたしました。
122	3.12.5	126	6行目「コンセッション方式では、~運営権者が下水道利用料金改定の権利を有して いる」という表現だと、民間が自由に料金改定を行えると読めてしまう。	実際は、浜松市コンセッションの例でも、民間が自由に料金改定をすることはありえない。 p.126~131のリスク分担表においても、運営権者に料金改定の権利があるという前提で整理されている項目があるが、実際は料金改定に関しての決定権は管理者側に残るのではないでしょうか。	(P126) ご指摘をふまえて修正いたしました。
123	3.12.5(1)	126- 131	不可抗力、法令等変更、税制変更、物価変動、金利変動、流入水量の変動、流入水質の変動	官民どちらでもコントロールできないようなリスクに関しては、より慎重な議論が必要であると考えます。本ガイドラインにおいては、官民がともにリスクを負担する、との表現にしていただきたい。(管理者も運営権者も〇)	(P126-131) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-43 リスク分担の参考例 については、現段階で 想定されるリスクに対する負担者の考え方を示しており、個 別のリスクに対して負担者が取る詳細な対応方法について は、各事業の性質を考慮して検討を行う必要があります。

124	3.12.5(1)	130	施設瑕疵の項で、「管理者が責任を負う期間を定める等」と記載されており、「期間」を 基準としたリスク分担が例示されておりますが、その他のリスク分担方法として、「金額」 を基準にしたリスク分担(保険の活用を含む)、「管路口径」「処理区」などの物理的 な要因を基準にしたリスク分担も考えられるため、参考例への追記をご検討ください。		(P130) 図表3-43 リスク分担の参考例 については、現段階で想定されるリスクに対する負担者の考え方を示しており、個別のリスクに対して負担者が取る詳細な対応方法については、各事業の性質を考慮して検討を行う必要があります。ご指摘をふまえて一部修正いたしました。
125	3.12.5(1)	130	未払料金 下水道利用料金の滞納による減収は運営権者のリスクとして明記されているが、管理者にも〇を付けていただきたい。	p.115 図表3-38にあるように運営権者が滞納者から強制徴収することが不可となっており、管理者に強制徴収の権限があるため。	(P130) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-43 リスク分担の参考例 については、現段階で想定されるリスクに対する負担者の考え方を示しており、個別のリスクに対して負担者が取る詳細な対応方法については、各事業の性質を考慮して検討を行う必要があります。
126	3.12.5(1)	130	施設瑕疵の範囲内に、情報瑕疵も含まれることを明記すべきではないでしょうか。	情報瑕疵に関する記述が他にないためです。	(P130) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-43 リスク分担の参考例 については、現段階で想定されるリスクに対する負担者の考え方を示しており、個別のリスクに対して負担者が取る詳細な対応方法については、各事業の性質を考慮して検討を行う必要があります。
127	3.12.5(1)	131	図表の「契約解除」項目に、不可抗力による契約解除、管理者の帰責事由による解除の場合が記載されていません。 p150及びp151に改めて記載されていますが、p131の一覧表にも追記頂いた方が、より分かり易いかと思いますので、追記をご検討ください。		(P131) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。 なお、図表3-43 リスク分担の参考例 については、現段階で想定されるリスクに対する負担者の考え方を示しており、個別のリスクに対して負担者が取る詳細な対応方法については、各事業の性質を考慮して検討を行う必要があります。
128	3.12.5(3)	133	合流式下水道の場合、運営権者が更新工事や維持管理に要したコストを繰出基準に基づき雨水経費と汚水経費とに区分する必要があると理解してよろしいでしょうか?		(P133) 合流式下水道の場合、雨水にかかる経費と汚水にかかる経 費を適切に区分することが原則と記載させていただいておりま す。
3.13					
	3.13.1(1)	137	図表3-47の分類に「企画調整」の項目が記載されておりません。例ではありますが、企画調整の記入をお願いいたします。	企画調整は、事業を実施する上で重要な業務であり、特にストックマネジメント計画の資料作成などは モニタリングが重要になると考えるため。	(P137) 業務情報の行にて企画調整の業務に関係する内容を記載 しております。
130	3.13.1(1)	137	・本文記載のとおりサービスの実施状況や事業運営状況をモニタリングで確認を行いますが、サービス対価に対する支払いの際には、通常の公共発注委託や工事と同様に管理者側の検査要素の確認が必要かと考えます。モニタリングの内容や体制において、検査要素に関するコメントや考え方について、記載していただくことを希望します。		(P137) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
131	3.13.1(2)	139	紛争が生じた場合に調整を行う協議会などの調整機関(仲裁機関)等の組織は、 個別の地方公共団体ごとに設置するよりも、国の事業所管省庁内に設置すべきとの 意見もありますが、このような意見についての論点整理もご検討ください。		(P139) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
132	3.13.2(1)	143	不可抗力事象発生時には、管理者である自治体の指揮命令系統下に入ることをデ フォルトとすべき。	国・都道府県・近隣市町村との円滑な連携の視点や、当該自治体全体でのBCPの考え方、運用に影響を与えないようにするため。	(P143) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。

133	3.13.2(2)	145	「一方、以下に該当する場合においては管理者の事業継続措置なしで」以降の3項目は、国庫負担法の適用対象に該当しない場合に限るという解釈でよいか。	「一方」という表現では、国庫負担法等の適用対象に該当する場合においても、3項目に該当する場合は利用料金の改定につながる措置が可能なように読めるため。	(P145) 国庫負担法の適用対象に該当しない場合で、かつ当該 3 項目のいずれかに該当する場合に限り、管理者の事業継続 措置なしで運営権者自らが災害等からの復旧を行うことが妥 当であるものと考えられます。 ご指摘をふまえ、段落を一つにまとめる修正を行いました。
134	3.13.2(2)	145	国庫負担法等の適用対象に該当しない場合で、管理者(各自治体)が復旧作業を主体的に行う事が適当な場合でも、程度によって管理者が復旧を行う事が困難な場合には、国の負担を行う事を明記すべきです。	コンセッション方式が我国のいたるところで採用された場合に、自治体の人材減少及び能力低下の恐れがあります。その際に、災害時支援協定等を締結していたとしても、どの自治体、大都市の自治体であっても余力が残っていない可能性があります。私の住む東海三県では、南海トラフ大地震の発生確率が高まっていると聞き及んでおり、実際に発生した場合には甚大被害を被る可能性が高いです。その時に、運営業者が利用料金改定を行ったならば、私の住む規模の自治体ではどのような料金になるのか想像できず不安です。もし、コンセッション方式を導入促進するように国が指導するならば、そのような際の負担方針がある旨を明記していただきたいと考えるからです。	(P145) ご意見として承りました。 今後の参考とさせていただきます。
135	3.13.2(3)	146	「運営権者の業務の安定性確保」への対応例は削除すべき、あるいは別項目を立てて 分離すべきではないでしょうか。	表題には「運営権者の破たん〜対応」とあるが、第三段落は「運営権者の業務の安定性確保」のための対応例となっており、目的の異なる対応が併記されていることで、ガイドラインユーザーが混乱することが想定されます。例えば、「破たんに対応する例」としては実効性が無い、「委託先候補業者を用意する」を取り上げる等。	(P146) ご指摘をふまえて修正いたしました。
136	3.13.3(1) (2)	150	「契約解除・・・取消することができる。」の所は、削除もしくは簡略化でもいいのではない でしょうか。	P147(1)運営権者帰責事由による契約解除の箱書き下にも同文章があり、簡略化しても良いのではと思いました。	(P147、150) 根拠条文(1号と2号)に沿って記載しております。
137	3.13.3(3)		不可抗力時の事業継続措置及び解除権は、管理者にのみ委ねられるものと読み取れます。「不可抗力事象による事業停止期間が一定期間を超え、合理的な事業継続措置を取ることが出来ないことが明確な場合には、管理者の意志に係らず、運営権者の申し出により契約解除が可能な仕組みを構築することが望ましい」旨を追記頂けますでしょうか。	客観的に事業継続が困難となったとしても、管理者の意思により契約解除を認めない(解除する場合には違約金が発生する)こともケースとして想定されるため、事業者に過度のリスク負担を要求すること	(P151) ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
3.14					
138	3.14	152	契約解除した場合の更新投資負担金の考え方を示していただきたい。	事業の終了時(契約満了時)の更新投資負担金については考え方が示されているが、契約解除した場合も同様の考え方となるか不明であり、帰責事由に応じて考え方が異なることも想定されるため。	(P147,152) 契約解除も事業の終了に該当すると考えられますので、更 新投資負担金について契約解除時も同様の考え方となりま す。 また、運営権者帰責の契約解除についてはP147の箱書き に記載の通り違約金を運営権者が管理者に支払うことが考 えられます。
139	3.14	153	事業期間終了時においてどのような状態で施設を渡すべきかの考え方について先行事例の紹介をお願いします。	左記の内容により、管理の方法(費用)が大きく影響を受けることが想定されるため。	(P154) ご指摘をふまえて修正いたしました。

第4章					
4.1					
4.2					
4.3					
140	4.3	162	リース制度の導入事例を示してもらいたい。	リース制度にも補助金が適用された事例があれば示していただきたい。	(P162) 今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいりま す。
4.4					
141	4.4	164	・本文では、「再生可能エネルギー発電設備の設置等の場合、補助金等の交付目的に反しないものとして、財産処分手続は不要である。」とありますが、添付の事務連絡にありますとおり、FIT制度を活用した場合、財産処分の承認申請が必要な場合もあるため、明確に表現した方がよいのではないでしょうか?		(P164) ご指摘をふまえて修正いたしました。
142	4.4	164	「つまり、〜整備されている。」の内容(相当額の範囲と収益の関係等)について、図で示していただきたいと思います。	「この場合〜整備されている。」は、補助金を含む整備費及び維持管理費相当額でよいのか、収益が補助金交付額を超えている場合でも国庫納付が不要(儲けが生じる)という認識で良いのかが、不明瞭なため。	(P164) 「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」(平成30年3月30日付け国官会第27号) において、国庫納付額については、目的外使用または資付けにより生じる収益(当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち交付金相当額、と示されております。ご指摘をふまえて修正いたしました。
第5章					
143	5	165	第5章おわりに「~ところである。」の文章を精査してはいかがでしょうか。	文中「~ところであり、」文末「~ところである。」が多いため。	(P165) ご指摘をふまえて修正いたしました。
全体					
144		-	「下水道事業における民間の企業の参入」の事では、国家側が、国民側の民間の企業等に対し、監督して行くべきと、私し個人は思います。具体的には、民間の企業には、下水道の事業等は、運営の資金が投入されなければ、何の「メリット(得する事)」も、無いからです。国土交通省側が提唱している内容では、入札には、コンセッション方式と考えますと、民間の企業には、「デメリット(損する事)」が、多いと思います。要約すると、国家側が、国民側の民間の企業等に対し、監督して行く事で、安全性が保てる事と、私は思います。		ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
145	-	-	浜松市の下水事例が多く掲載されていますが、提案時内容のみの記載となっています。実際の運営で既に顕在化しているような(契約上の)課題があれば、貴重な事例として掲載して頂けないでしょうか。	唯一の下水コンセッション事例であり、今後の案件の下敷きとなる可能性が高いことから、課題は早期に 共有しておくべきと考えます。	今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいります。
146	-	-	浜松市の下水事例が多く掲載されていますが、「全ての案件に最適な方向性というわけではない」という注記を追加して頂けないでしょうか。	浜松市の事例は、大変参考になりますが、一方で、市固有の事情を反映した一事例であり、一般論と して認知されることを明確に避けることが望ましいと考えます。	(P4) ご指摘をふまえて修正いたしました。
147	-	-	3章の中に「I 導入手続き」、「II事業内容の検討」が入っているが、章立ては統一してほしい	分かりにくいため。	3章の項目が多いため、各項目の位置づけをわかりやすくす るよう、分類をしているものです。

148	下水道は公共性が高いため、市町村が管理・運営し、空港や道路のようなコンセッション方式や民営化が導入されてごなかったと聞きます。平成30年4月に浜松市が初めて採用しています。浜松市は上水道も視野にいれているようです。 全国のインフラストラクチャーは、主に高度成長期に建設され、近年、公共財への財政支出を控えたか、老朽化の進度も加速、人口減で税収が減る中、どのように更新、管理していくがは大きな課題となっています。下水道もその一つで、今回の ンセッション方式は官長大門にして理想的と見られているようです。現に浜松市は運営権売却でお25億円の利益を得て、老朽化に基値の更新にあてようと計画しています。 しかしながら、注意しなくてはならないのは、やはり利益が第一である資本主義で成り立つのが民間企業であるという現実です。その利益追及が住民の不利益にならないよう、常にモニターし、管理する。きちんと罰則規定を定める必要があります。自 間企業の参入は、国や自治体がコントロールを失い、貧いい住民が命の元である水、そして健康を守るだめの下水道のサービスを受けられなくなったなどあり、公共の管理運営へと回帰するのがトレンドとなっています。 例えば上水道は、テロ対策の対象になるほど住民の安心安全に直接がかわってくる大切な施設です。下水道も不備な国では住民の健康を害し、途上国ではその整備が叫ばれているほどです。このように、安全保障上でも重要なインフラストラク チケーであるので、財政面だけからの理由で導入に協か切るしは危険です。長期的、多角的に慎重にジェレ・ションする必要があります。この投資も海外から戻ってくるだろうとあります。ここで頭をよぎるのが、TTPの存在です。外資の参入があり、何か 異議申し立てがあったとき、市町村がコントロールを奪われことも想定しなければなりません。以前、カナダがアメリカの企業参入でコントロールを奪われた例があり、それがTTPにも受け継がれていると聞きます。物理的ではない、こういった意味での安全 障も考慮しなければなりません。 最近エジブトに行きましたが、13日題が深刻で、カイロなどはゴミが道にも川にも散乱しています。以前、経費削減のためにスペインとイタリアの企業を参入させたところ、ほとんど回収しなかったにもかからず、長い契約期間中、税金から支払いをし続					ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
				たそうです。それは罰則規定を付けなかったからです。今でも住民はどうしたらいいか分からず困っていると聞きました。ゴミはまだ目に見えますが、上下水道は目に触れないだけに、怖るしいです。しっかりとしたモニター、ガラス張りの情報公開、住民の安全、健康を守るための業者への罰則規定の制定が必要です。 また、別の議論では、公共投資をすることによって、雇用を生み、景気回復への起爆剤になるというのがあります。今の建築業界などの人手不足は、過度の経費節減により、倒産が相次ぎ、労働力だけでなく技術が継承されなかったという結果を招き、五輪に向けた建設プッシュに対応できない、しかち、復興半ばの各地は賃金を上げられないため、労働力が集まらず、復旧が進まないという悪循環を引き起こしました。このことからも、自治体の射政確保としての視点だけでなく、ダイナニックな広い視点からも検討する必要があります。本体の経済が細り、節約だけが選択肢であるのは、将来につながりません。しから昨年は災害が重読し、東日本大震災よりも保険での保障額が多いという状況の中、増税が予定されており、さらに経済の本体が細ることが予想されます。せひとも雇用を増やし、同時に災害の多いごの国の防災インフラストラクチャーを維持していくという視点も入れて、大所高所からの検討を要望します。折しも、昨今、経産省をはじめとした官庁で若手のプロシェクトチームが日本のグランドデザインを提覧しています。はじめて各省庁を機断して日本の課題を検討する土壌が現れたのは豊はしいことです。いまや世界と同様に、日本は大きなターニングポイントに来ています。変化の速度も驚くほど速く、国民は立ちすくんでいるように見えます。そのような状況も含めて、打開策にもなる積極的、抜本的検討を切望します。		
149	-	-		先行事例として浜松市の事例が多数掲載されているが、複数の事例を紹介いただきたい。 海外の事例も参考となる事例は掲載してはいかがでしょうか	先行事例として浜松市の事例が多数掲載されていることは解り易くありがたい。日本ではコンセッション方式の事例が少ないことは理解しているが、複数の事例を紹介していただきたい。	日本の事例については、現時点で唯一の実施事例である浜 松市の事例について記載しております。 今後の参考とさせていただきます・
150	-	-		委託の特記仕様書(案)、標準歩掛り(案)を作成してほしい	自治体が導入しやすくなるため。	今後の具体的な事例の積み重ねをふまえ、検討してまいります。
151	-	-		下水道利用者である住民代表及び下水道管理者である自治体関係者を委員に追加し、ガイドライン案を再検討すべきです。	ガイドライン案をまとめるための委員会の中に、下水道利用者である住民代表及び下水道管理者である 地方自治体代表者が入っていないことは、意図的に地域の意見を取り上げないようにしているようで不 公平だと思うためです。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
152	-	-		提出期限が短く資料を読み込むことが不足し、他の関連法令全て目を通すことはできませんでした。筋違いの意見になっていたらお許しください。蛇足になってしまいますが、パブリックコメントは、インターネット上でしか公表されないので、アクセスできない方々のためにも、他のアクセス方法を考慮すべきではないでしょうか。広報も各種メディア等で行ったり、もう少し期限に猶予を持たせ、幅広い国民の意見を吸い上げるべきではないでしょうか。 私の居住地のような小規模自治体は、国の支援がなければ直営管理を行う事は難しいと思われます。憲法にある居住の自由や生存権を否定されたり、住むことを認められたとしても公衆衛生の劣化を余儀なくされていくようなことは辛いことです。また、公共事業削減から災害時に心強いと思われた身近な小規模土建業者が廃業しています。このような背景から居住人口が減少あるいは零となっていってしまえば、国土が易々と占拠されたりする恐れがあります。幅広い国土で私達国民及びその子孫がインフラ整備された場所で持続的に生活できるようにすることも国土強靭化に一助となるのではないでしょうか。		ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。